

はつかいち子育て応援宣言企業 募集要領

1 趣旨

雇用する労働者の子育てや地域における子育てを応援するために、取り組む企業・事業所（以下「企業等」という）を「はつかいち子育て応援宣言企業」として認定する。

2 対象

廿日市市内に所在する企業等（本社所在地が市外の企業を含む）。ただし、次に該当する場合は対象者とはしない。

- (1) 廿日市市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号、第2号及び第3号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当する者又はこれらの者と密接な関係を有する者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織若しくは団体
- (5) これらのほか、市長が認証することが適当でないと認める者

3 登録基準等

- (1) 次のいずれかに該当する企業であること
 - ア 雇用する労働者が子育てしやすい職場づくりを推進している企業等
 - イ 市内のこどもたちや学生、若者に対し、生産現場や事業内容等を理解したり、愛着を深める取組を実施している企業等
 - ウ 子ども・子育て世代に優しいサービスを提供している企業等（例：プレイルールの設置、飲食店における配慮、ミルクの調乳が店内でできる等）
- (2) 職場の実情や労働者のニーズを踏まえた具体的な宣言であること
- (3) 市は、応募の内容に虚偽の記載があるとき、登録した企業等の役員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していることが判明したときなど、「はつかいち子育て応援宣言企業」としてふさわしくない事由があると判断した場合には、登録を抹消することがある。

4 登録制度のメリット

- (1) 登録した企業には、登録証（ステッカー）を交付するとともに、市のホーム

ページや広報紙、SNS等で広く紹介する。

- (2) 「はつかいち子育て応援宣言企業」ロゴマークを使用できる。(名刺、ホームページ、求人広告等)
- (3) 男性育児休業取得促進奨励金及び男性の子の看護等休暇制度取得促進奨励金を申請できる条件となる。

3 応募方法

企業等が、従業員の子育てや地域における子育てを応援するために取り組もうとする内容を別紙届出書に記入し、次の窓口まで提出

〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11-1

廿日市市役所産業部産業振興課

電話 (0829) 30-9140

FAX (0829) 31-0999

電子メール sangyo@city.hatsukaichi.lg.jp